

政策評価調書(26年度実績)

政策名	人権を尊重し共に支える社会づくりの推進	政策コード	I-7	関係部局名	生活環境部、福祉保健部、商工労働部、教育庁
-----	---------------------	-------	-----	-------	-----------------------

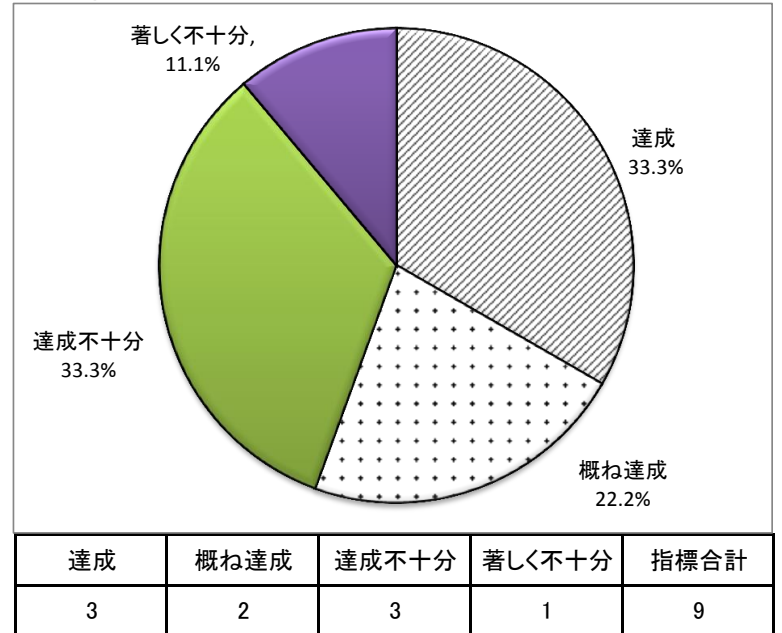
【Ⅰ. 政策の概要】

人権尊重の意識を醸成する教育・啓発等の実施による一人ひとりが尊重される社会の確立、家庭・地域・職場等における社会制度や慣行の見直し等による男女共同参画社会の実現などを進める。

【Ⅲ. 政策を構成する施策の評価結果】

	施策名	指標評価	総合評価
1	人権を尊重する社会づくりの推進	概ね達成	B
2	男女共同参画社会の実現	概ね達成	B

【Ⅱ. 構成施策の目標指標の達成状況】



【Ⅴ. 政策を取り巻く社会経済情勢・今後の動向】

同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療をめぐる問題などさまざまな人権問題がある中で、人権尊重社会の確立に向けて体系的・効果的な人権教育・啓発を推進することが求められており、インターネット上の人権侵害やセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の人権問題など新たな人権問題に対応するとともに、同和問題をはじめとしたあらゆる人権課題の解決に向けた粘り強い取り組みが必要となっている。

出産、育児、介護などを契機として離職する女性は依然として多く、特に、30代女性の就業率が落ち込むいわゆるM字カーブの解消が重要な課題となっており、女性がライフステージに応じた働き方ができるよう就労環境の充実が求められている。

また、少子高齢化による労働力人口が減少を続ける中で、人材の確保にとどまらず、働く女性とその能力を十分に発揮できる環境づくりが重要である。国においては、「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の目標達成に向けて取組を進めており、管理職への登用拡大など女性の活躍推進が必要である。

【Ⅳ. 評価が著しく不十分となった指標】

指標名	達成率
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	75.4%
<著しく不十分となった理由>	
平成21年に比べて、9.2ポイント増加しているが、目標達成には至らなかった。女性に対する暴力を根絶するための啓発や被害者の相談窓口の周知などの取組を強化し、更なる相談支援体制の充実を図る。	